



国税庁「令和6年度におけるe-Taxの利用状況等」を公表

国税庁は、令和6年度におけるe-Tax(オンライン)の利用状況等を公表しました。それによりますと、e-Taxの利用による法人税申告は279万件となり、申告全体の89.1%(前年比+2.9ポイント)がオンラインで行われています。また、消費税申告(法人)では227.5万件、90.2%(同+1.5ポイント)、所得税申告では1989.8万件、74.1%(同+4.8ポイント)がオンラインで申告されていることが分かりました。

一方、キャッシュレス納付の割合を見ると、令和6年度は45.3%(同+6.3ポイント)でした。その内訳は、電子納税(インターネットバンキング等、ダイレクト納付)の利用が最も多く28.9%、次いで振替納税が12.8%、クレジットカード利用が2.3%、スマホアプリ利用が1.3%となっています。

国税庁では、政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxおよびキャッシュレス納付の利用拡大を推進しており、令和6年度においてもオンライン利用の状況は順調に拡大しているとしています。これまでの実績を踏まえ、一部の手続きについては令和8年度末までの目標値を上方修正しており、オンライン利用率のさらなる向上を目指しています。

今後の取り組みとしては、令和8年1月から、マイナポータル連携による自動入力の対象を、生命保険契約等の一時金・年金の支払調書、損害保険契約等の満期返戻金、ふるさと納税以外の寄附金などにまで拡大する予定です。また、令和10年1月からは、添付書類等をイメージデータで提出する際のファイル形式について、PDF形式に加えてJPEG(JPG)形式での提出を可能とするほか、送信可能なデータ容量も1送信あたり最大100メガバイト程度に拡大する予定です。

「令和6年度におけるe-Taxの利用状況等について(国税庁)」(令和7年10月)は、こちらからご覧いただけます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_riyozyokyo/0710pressrelease.pdf

